

# 大阪経済法科大学 課外活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

## 1. 課外活動の再開条件・申請手続等

### (1) 再開条件

以下の3つの条件を遵守徹底することを課外活動再開の条件として定める。

- ①感染予防に係る活動計画書が策定され、クラブ・サークル指導者（顧問）がその内容を承諾し、大学の許可を得た上で、活動を再開すること。
- ②クラブ・サークル活動に参加するすべての学生が、クラブ独自の活動計画書及び各競技団体や組織が策定する感染予防対策ガイドラインの内容を正しく理解すること。
- ③本ガイドラインに定められた内容をすべて厳守すること。

### (2) 申請手続（許可制）

コロナ禍における課外活動の再開については、各競技団体や組織が策定している感染予防対策のガイドラインなどを参考に、本学が定める「課外活動再開に係る活動基準」の内容にあわせて、各団体が活動計画書及びその他申請に必要な書類（活動予定日、参加者名簿、本人及び保護者等の連名による参加意思確認書）を作成し、学生課に提出する。

その後、各団体の学生代表者（主将・部長等）が学生課で面談を行い、顧問（学外クラブ指導者）又は学生課のもと、適切な感染予防対策であると判断された場合は、活動再開を許可する。

### (3) 許可の取り消し

各団体が、定められた感染予防対策を遵守することができていないと判断した場合は、活動再開許可を取り消す。

### (4) 課外活動の禁止

今後の感染拡大状況等により、大学が必要であると判断した場合は、すべての活動を禁止する。

- ①政府による緊急事態宣言等が発出された場合は、原則、すべての課外活動を禁止する。
  - ②本学におけるキャンパス入構制限が全面禁止された場合は、原則、すべての課外活動を禁止する。
  - ③活動を行っていたクラブ生又はクラブ指導者が、新型コロナウイルスに感染した場合は、当該クラブの活動を原則禁止する。また、クラブ生又はクラブ指導者が、新型コロナウイルス感染者（家族やアルバイト先の従業員等）の濃厚接触者であると判断された場合又は疑われる場合は、当事者の活動参加を原則禁止する。
- ※ただし、活動が禁止された場合であっても公式戦への出場の実績については、公式戦の内容（全国大会やリーグ戦等）や主催団体（連盟等）の公式戦開催可否の判断等を踏まえ、別途、協議の上、出場可否を決定することとする。

### (5) 団体内での感染者が発生した場合の対応

新型コロナウイルスに感染した場合（感染が疑われる場合）や濃厚接触者であると判断された場合（疑われる場合）は、早急に顧問（指導者）及び学生課に連絡を入れ、必要な指示を仰ぐ。

感染者及び濃厚接触者の活動再開時期については、保健所等からの指示内容（療養期間等）及び本人の体調等を確認の上、決定する。

## **(6) 感染予防対策の見直し**

日本国内における感染状況及び各競技団体や組織が策定している感染予防対策に係るガイドラインの見直し等に応じて、各団体が作成・提出した感染予防対策の内容については、適宜見直しを指示する場合がある。

## **2. 感染予防対策の共通事項**

### **(1) 基本事項**

- 通学・帰宅時のマスクの着用
- 身体的距離の確保の徹底
- 手洗い・手指消毒の徹底
- 利用した施設・設備、練習用具等の除菌清掃・消毒の徹底と点検・確認の徹底
- 屋内施設（体育館、部室、更衣室等）を利用する際の換気（窓・扉の常時開放等）の徹底

### **(2) 日常生活の自己管理**

- 自宅外での会食は極力避け、やむを得ず会食を行なった場合は自身の健康管理を徹底し、発熱や体調不良等がある場合は、練習参加を禁止する。
- 発熱の兆候が認められない場合でも、頭痛や咳、倦怠感、味覚・嗅覚の異常、その他平常時と比べ身体に変調が感じられる場合は、練習参加を禁止する。
- 家族及びアルバイト先等で、濃厚接触の可能性のある人から体調不良者が出た場合は、自身に症状がなくとも練習参加を禁止する。

### **(3) 練習日前日**

- 前夜の検温において発熱（37.5℃以上）又は発熱の兆候がある場合、翌日の練習参加を禁止する。
- 前日に発熱（37.5℃以上）又は発熱の兆候があり、当日朝の検温において熱が下がっている場合においても練習参加を禁止する。

### **(4) 練習日当日**

- 練習当日の朝に検温を行い、発熱（37.5℃以上）又は発熱の兆候のある選手は練習参加を禁止する。  
（平熱が低い選手については、目安として1℃以上の上昇がある場合は練習参加を禁止する）
- 花岡キャンパス到着後の検温において、発熱の兆候（37.5℃以上）が認められる場合は、練習には参加させず、直ちに帰宅させる。

### **(5) その他の制限事項／体調の変化、周囲の状況**

- 体温及び健康状態は、各自、練習参加時に申告を義務付け、その集約は学生責任者（主務等）が行い、クラブ指導者に報告の上、記録はクラブ内にて保管する。
- クラブ内でのイベント（特に会食を伴うもの）や宿泊を伴う合宿等については、本学が定める「課外活動再開に係る活動基準」の内容に基づき、事前申請・許可制により、感染予防対策が十分に講じられ、合宿に参加する学生・教職員・学外指導者の陰性（合宿の3日前から前日までに医務室で抗原検査を受検）を確認の上、決定する。
- 公式戦を除く学外で実施される活動（練習試合、展示会等）については、実施形態、参加規模、感染予防対策の内容等を確認の上、参加可否を決定する。

### **3. 学内施設の使用について**

#### **(1) 体育館（クラブハウス）・グラウンド等での遵守事項**

- 屋内施設（部室・更衣室）では十分な換気を行い、人の密集（近距離・対面・相互接触・大声での発声）と長時間の使用を避けること。
- 運動時において、マスクを外した状態で活動を行う場合は、できる限り身体的距離（2 m程度、最低1 m以上）を保ち、大声での会話や発生を控える。
- マスクを外して活動を行う時間は、1回1時間程度として、適宜休憩を挟み、その都度手洗い・手指消毒を行う。
- 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、本学が定める「課外活動再開に係る活動基準」の内容に基づき、感染予防対策を講じた練習を実施する。

#### **(2) 更衣室、シャワールームでの遵守事項**

- 可能な限り使用は避けるが、使用せざるを得ない場合は、「課外活動再開に係る活動基準」に定められた利用時間・利用人数内とする。
- 更衣室内ではマスクを必ず着用し、会話は禁止し、短時間の使用に留める。

#### **(3) 体育館トレーニングルームでの遵守事項**

- 本学が定める「課外活動再開に係る活動基準」の内容に基づき、事利用時間・利用人数を遵守し、トレーニングルーム利用時はマスクの着用を必須とする。
- トレーニングルーム内での身体的距離は、最低2 m以上を確保する。
- 使用したトレーニング器具については、その都度（使用后）必ずアルコール消毒を行う。

#### **(4) 文化会館での遵守事項**

- 活動中のマスク着用を必須とする。
- 部室、音楽室の利用にあたっては、「課外活動再開に係る活動基準」に定められた利用時間・利用人数を遵守し、他者との身体的距離を2 m（最低1 m）以上確保する。
- 1時間に1回は、休憩を挟み、室内の清掃・消毒を必須とする。
- 部室、音楽室利用時は、扉・窓を常時開放するとともに、換気扇の作動を必須とする。
- 部室、音楽室内での会話は必要最小限にとどめ、飛沫感染の危険性が高い歌唱や管楽器演奏については、本学が定める「課外活動再開に係る活動基準」の内容に基づき、実施する。
- 部室、音楽室内での食事は、当面の間、禁止する。飲み物は可とするが、飲み物の共有は禁止する。
- 活動再開前に、部室、音楽室、各フロアの備品等の撤去・清掃を実施する。
- 音楽室を利用する団体については、扉・窓を開けた状態で一度練習を行い、外部に漏れる音量によっては、練習時に音量の制限を設ける。
- その他、大学が定める文化会館利用時の感染予防対策を遵守する。

以上